

令和3年 第8回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月28日(火) 14時00分から15時00分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	3番	吉鷹	敬貴
	5番	山下	篤
	6番	佐々木	優
	7番	熊谷	源
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(2人)

委員	2番	三原	一英
	4番	近井	一夫
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 報告第5号 電気事業者が行う送電鉄塔建設に伴う農地の転用について
  - 第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(賃借権設定)について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	沼田	かおる
主査	野戸	崇敬

## 7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和3年第8回総会を開会いたします。  
本日は、2番三原委員、4番近井委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。  
本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。  
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。  
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番吉鷹委員、5番山下委員にお願いします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。  
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 報告第5号「電気事業者が行う送電鉄塔建設に伴う農地の転用について」を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局長 報告第5号は、令和3年8月19日付けで送電用の鉄塔建設に伴う農地転用について協議があり、これを受理したので報告するものであります。  
議案書の1ページをご覧ください。  
届出者は、[ ]であります。転用する土地は、登別市[ ]町[ ]丁目[ ]番[ ]の内で、地目は公簿、現況ともに畑、転用する面積は[ ]平方メートルであります。  
農地を転用する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第2

事務局長 9条第1項第13号の規定によりますと、電気事業者が、送電用電気工作物等の敷地に供するため農地を転用する場合には、許可不要とされております。

また、届出者から示された事業計画及び位置図などをもとに聞き取りを行い、設置する施設について、他の営農に支障が生じなことを確認しております。

なお、位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから4ページまでに記載のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、報告第5号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、以上で日程番号第2を終了します。

議長 次に、日程番号第3 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権設定）について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局長 議案第20号は、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権設定）について」審議を求めるものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

申請者は、貸主が登別市■■■■町■■■■番地■■■■の■■■■氏、借主が登別市■■■■町■■■■番地■■■■の■■■■で、貸主が所有する農地1筆について、3年間の賃借権を設定するものであります。

賃貸借を行う土地は、所在が登別市■■■■町、地番は■■■■番■■■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は■■■■平方メートルとなっております。

借主の状況についてであります。経営面積が、借入地■■■■平方メートル、労働力は男性が■■■■人、農業従事日数は年間延■■■■日、農機具は、トラクター、耕起及び整地機械、施肥及

事務局長 び播種機械、酪農収穫機械、トラックを短期賃借により確保することとなっております。

賃貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の6ページから8ページまでに記載のとおりであります。

なお、確保する機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議案書9ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、議案書10ページから29ページまでに「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を添付しておりますので、ご参照ください。

以上です。

議長 ただいま、議案第20号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。

委員 借主の計画によると、現在、借りている農地を解約する予定になっているが、その農地が適切に肥培管理されていないように見受けられる。

これを整理してから新たに農地を借りるべきであり、農地の確認をしたいので、次回総会で審議してはどうか。

議長 ここで暫時休憩します。

(委員間討議を実施。)

議長 会議を再開します。

委員から現在借りている農地の確認が必要との意見がありましたので、議案第20号については、次回総会で継続審議とすることよろしいでしょうか。

(賛成多数)

それでは、議案20号は次回総会で審議することとします。

議

長

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和3年第8回農業委員会総会を閉会します。